

社会福祉法人コスモス
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人コスモス(以下「法人」という。)の専任役員(以下「専任役員」という。)に関する就任年齢、在任期間及び報酬等について定めるとともに、評議員及びその他の役員にかかる報酬等並びに会長の設置に関することを定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 専任役員とは、理事長、専務理事及び常務理事の職にある者をいう。

(専任役員(の在任年齢及び在任期間))

第3条 専任役員(の再任年齢、在任期間)については原則として以下に定めるとおりとし、在任期間は任期満了の日までとする。

名 称	再任年齢	在任期間
理事長	改選時満70歳未満	任期満了の日までとする
専務理事	改選時満70歳未満	任期満了の日までとする
常務理事	改選時満70歳未満	任期満了の日までとする

(会長)

第4条 会長は、理事長の推薦により理事会の承認を得て置くことができる。

2 会長は、法人経営に関わる事項の相談に応じることができる。

(役員報酬等)

第5条 専任役員(の報酬)は次に定める額を上限として支給する。

- ① 理事長 750万円
- ② 専務理事 720万円
- ③ 常務理事 690万円

2 報酬月額(は)は年額の12分の1とする。

3 専任役員(については)は、賞与及び退職手当は支給しない。

4 法人(の)職員を兼ね、職員として給与を受けている場合は、第1項各号(の)役員報酬は支払わない。

- 5 前項の規定にかかわらず、法人の職員を兼ねる専任役員が定年となった年度以降は、第1項に定める報酬年額を支給する。
- 6 役員が役員業務以外の職務に就いた場合は、役員報酬とは別に職務手当を支給する。
- 7 専任役員は、原則として法人本部にて執務するものとする。

(支給日)

第6条 専任役員の報酬は、毎月25日(支給日が銀行等休業日の場合は、前営業日)に支払う。

- 2 専任役員以外の報酬及び実費弁償費は、当該会議等に出席した都度に支給する。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第7条 専任役員及び法人の職員以外の理事(以下「外部理事」という。)が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第3条に該当する専任役員及び常勤理事は、この規程を適用しない。

(外部理事及び評議員の勤務報酬等)

第8条 外部理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第9条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会若しくは運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会(出席)の日に前項の業務にあたった場合は、第1項に規定する報酬等は支給しない。

(出張旅費)

第 10 条 役員等(法人の職員を兼務する理事を除く)が、法人業務のため出張する場合は、別表 2 により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費について、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(退任慰労金)

第 11 条 退任慰労金は、法人運営に功績があったと理事長が認め、任期満了又は辞任若しくは死亡により退任した役員等に支給することができる。

- 2 退任慰労金は、別表 1 「役員等委任慰労金支給基準」に基づき支給する。

(報酬等の公表)

第 12 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号規定の報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改正及び廃止は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. 法人設立時役員については、この規程を適用しない。
2. この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
7. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
8. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
9. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
10. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
11. この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

補則

この規程に定めのない事項に関しては、理事会の承認を得るものとする。

別表 1

役員等退任慰労金支給基準

	任期(10年未満)	任期(10年以上)
理事	30,000円 (商品券)	50,000円 (商品券)
評議員	10,000円 (商品券)	30,000円 (商品券)
監事	30,000円 (商品券)	50,000円 (商品券)

※理事長職を退任する場合は、100,000円(旅行券)を支給